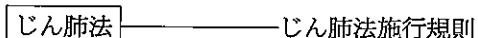
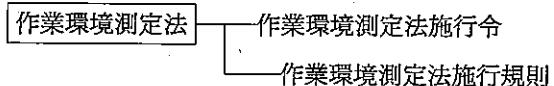
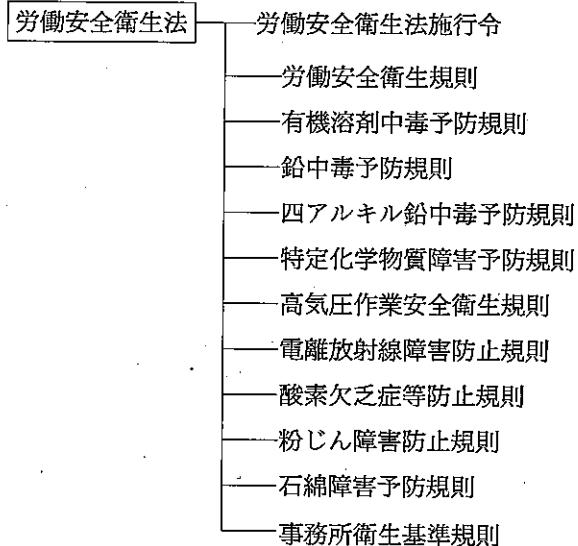


労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）は、労働基準法と相まって、労働災害の防止に関する総合的、計画的な対策を推進することにより、職場における労働者の安全と健康を確保し、さらに快適な職場環境の形成を促進することを目的として定められているものです。

労働安全衛生法では、これらの目的を達成するために事業者や労働者等が講ずべき措置・対策等が定められていますが、具体的な内容については、労働安全衛生法施行令や労働安全衛生規則、粉じん障害防止規則等の厚生労働省令において定められています(III. 1参照)。

また、健康障害の防止や労働者の健康の保持増進のために必要な措置や対策等は、このほかにも作業環境測定法やじん肺法等の法律やこれに関連する政省令で示されており、これらによる対策を講じることが必要です。

## 労働衛生に関する主な法令について



## 1 労働衛生関係規則等

### (1) 労働衛生管理体制

	総括安全衛生管理者	衛 生 管 理 者														
選任すべき事業場	<p>次に掲げる業種の区分に応じ、常時掲げる数以上の労働者を使用する事業場</p> <p>1 林業、鉱業、建設業、運送業および清掃業 100人</p> <p>2 製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業および機械修理業 300人</p> <p>3 その他の業種 1000人</p>	<p>常時50人以上の労働者を使用する事業場</p> <p>次の表の左欄に掲げる事業場の規模に応じて、同表の右欄に掲げる数以上の衛生管理者を選任すること</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業場の規模(常時使用する労働者数)</th> <th>衛生管理者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50人以上200人以下</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>200人を超える500人以下</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>500人を超える1000人以下</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>1000人を超える2000人以下</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td>2000人を超える3000人以下</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>3000人を超える場合</td> <td>6人</td> </tr> </tbody> </table>	事業場の規模(常時使用する労働者数)	衛生管理者数	50人以上200人以下	1人	200人を超える500人以下	2人	500人を超える1000人以下	3人	1000人を超える2000人以下	4人	2000人を超える3000人以下	5人	3000人を超える場合	6人
事業場の規模(常時使用する労働者数)	衛生管理者数															
50人以上200人以下	1人															
200人を超える500人以下	2人															
500人を超える1000人以下	3人															
1000人を超える2000人以下	4人															
2000人を超える3000人以下	5人															
3000人を超える場合	6人															
選任に関する要件	当該事業場においてその事業の実施を統括管理する者	<p>次に掲げる業種の区分に応じ、それぞれに掲げる者</p> <p>① 農林畜水産業、鉱業、建設業、製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、運送業、自動車整備業、機械修理業、医療業および清掃業 第一種衛生管理者免許もしくは衛生工学衛生管理者免許を有する者または労働安全衛生規則第10条各号に掲げる者</p> <p>② その他の業種 第一種衛生管理者免許、第二種衛生管理者免許もしくは衛生工学衛生管理者免許を有する者または労働安全衛生規則第10条各号に掲げる者</p>														
業務の内容	<p>安全管理者、衛生管理者等を指揮することおよび次の業務を統括管理すること</p> <p>1 労働者の危険または健康障害を防止するための措置に関すること</p> <p>2 労働者の安全または衛生のための教育の実施に関すること</p> <p>3 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること</p> <p>4 労働災害の原因の調査および再発防止対策に関すること</p> <p>5 その他労働災害を防止するため必要な業務で、厚生労働省令で定めるもの</p>	<p>① 総括安全衛生管理者の統括管理する業務のうち衛生に係る技術的事項を管理すること</p> <p>② 少なくとも毎週1回作業場等を巡回し、設備、作業方法または衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じること</p>														

衛 生 推 進 者 等	産 業 医
<p>労働者10人以上50人未満の事業場ごとに衛生推進者を選任（非工業的業種）し、衛生に係る業務を担当させる</p> <p>なお、安全管理者を選任すべき業種にあっては安全衛生推進者を選任する</p>	<p>常時50人以上の労働者を使用する事業場（常時3000人を超える労働者を使用する事業場にあっては、2人以上を選任する）</p>

① 都道府県労働局長の登録を受けた者が行う講習を修了した者

② 大学卒業後1年以上、高等学校または中等教育学校卒業後3年以上、その他5年以上事業場の安全衛生の実務（衛生推進者にあっては衛生の実務）に従事した経験を有する者

③ 労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント、その他厚生労働大臣が定める者

医師のうち次の要件を備えた者

① 労働者の健康管理等を行いうるに必要な医学に関する研修であって、厚生労働大臣の指定する者が行うものを修了した者

② 産業医科大学等の卒業者であって、その大学が行う実習を履修したもの

③ 労働安全コンサルタント試験（保健衛生）に合格した者

④ 大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、准教授または講師の職にある者、またはあった者

⑤ その他厚生労働大臣が定める者

① 総括安全衛生管理者の統括管理する業務を担当すること（衛生推進者にあっては衛生に係る業務に限る。）

② 健康診断および面接指導等の実施、その結果に基づく措置

③ 作業環境の維持管理

④ 作業の管理

⑤ その他労働者の健康管理

⑥ 健康相談等その他労働者の健康の保持増進を図るための措置

⑦ 労働者の健康障害の原因の調査および再発防止のための措置

## (2) 粉じん障害防止規則

規制内容等		いずれかの措置						計画の届出							
粉じん作業		湿式機械	湿潤ための設備	密閉する設備	局所排気装置	ブリューブル型換気装置	全体換気装置	換気装置	除じん装置	特別の教育	休憩設備	清掃設備	作業環境測定および評価	呼吸用保護具	計画の届出
(規則別表第二) 特定粉じん作業	屋内		△	△	○	△			△	○	○	○	○	○	△
	坑内	△	○	△					○	○					
特定粉じん作業 (規則別表第三) 呼吸用保護具を使用すべき作業	坑外	屋内					○			○	○	○	○		
	屋外									○			○		
その他他の作業	坑内							○		○			○		
	タンク内等									○			○		
その他の作業	坑外	屋内					○			○	○				
	屋外									○					
坑内								○		○			○		

- (注) 1 △印は、一部のものについて規制があることを示す。  
 2 計画の届出については、労働安全衛生規則に定められている。  
 3 呼吸用保護具を使用すべき作業の中で、所定の作業については電動ファン付き呼吸用保護具を使用するよう定められている。

## (3) 有機溶剤中毒予防規則

規制内容等	物質	第1種有機溶剤	第2種有機溶剤	第3種有機溶剤
屋内以外 局所排気装置 ブッシュブル型換気装置 全体換気装置	密閉装置 局所排気装置 全体換気装置	○ ○のいずれか ○	○ ○のいずれか ○	
吹付け作業	密閉装置 全体換気装置	○ ○のいずれか ○	○ ○のいずれか ○	○ ○のいずれか
吹付け作業 全体換気装置	密閉装置 局所排気装置 全体換気装置	○ ○のいずれか ○	○ ○のいずれか ○	○ ○のいずれか
作業主任者の選任	○	○	○	○
定期自主検査およびその記録	○	○	○	○
点検	○	○	○	○
補修	○	○	○	○
掲示	○	○	○	○
区分表示	○赤	○黄	○青	
判定、評価およびその記録	○	○		
健康診断	○	○	○	○(タンク等の内部に限る)
貯蔵	○	○	○	○
の空容器の処理	○	○	○	○
他計画の届出	○	○	○	○
表示(法57)	○	○	○	×

### ●第1種有機溶剤

1クロロホルム 2四塩化炭素 31・2-ジクロロエタン 41・2-ジクロロエチレン  
51・1・2-二トراكロロエタン 6トリクロロエチレン 7二硫化炭素

### ●第2種有機溶剤

1アセトン 2イソブチルアルコール 3イソプロピルアルコール  
4イソペンチルアルコール 5エチルエーテル 6エチレングリコールモノエチルエーテル  
7エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート  
8エチレングリコールモノ-ノルマル-ブチルエーテル  
9エチレングリコールモノメチルエーテル 10オルト-ジクロルベンゼン 11キシレン  
12クレゾール 13クロルベンゼン 14酢酸イソブチル 15酢酸イソプロピル  
16酢酸イソベンチル 17酢酸エチル 18酢酸ノルマル-ブチル 19酢酸ノルマル-ブロビル  
20酢酸ノルマル-ベンチル 21酢酸メチル 22シクロヘキサノール 23シクロヘキサノン  
241・4-ジオキサン 25ジクロルメタン 26N-Nジメチルホルムアミド 27スチレン  
28テトラクロロエチレン 29テトラヒドロフラン 301・1・1-トリクロロエタン  
31トルエン 32ノルマルヘキサン 331-ブタノール 342-ブタノール  
35メタノール 36メチルイソブチルケトン 37メチルエチルケトン  
38メチルシクロヘキサノール 39メチルシクロヘキサノン 40メチル-ノルマル-ブチルケトン

### ●第3種有機溶剤

1ガソリン 2コールタールナフサ 3石油エーテル 4石油ナフサ 5石油ベンジン  
6テレピン油 7ミネラルスピリット

(注) 計画の届出に関する規定については、平成6年7月1日より、本規則から労働安全衛生規則へ統合された。





(5) 石綿障害予防規則

条文	対象作業 規制内容	石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業									
		① 石綿等が吹き付けられた建築物等における該当吹き付けられた石綿等による作業	② 耐火被覆材等の剥離等による作業	③ ①、②以外の建物等の除去の作業	石綿等が使用されている鋼船体等の作業	解体等以外の取扱い作業	石綿等が使用される鋼船体等の作業	石綿等が使用される鋼船体等の作業	石綿等が使用される鋼船体等の作業	石綿等が使用される鋼船体等の作業	石綿等が使用される鋼船体等の作業
3条	事前調査／結果の掲示	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
4条	作業計画	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
5条	作業の届出		○	○	○	○	○				
(参考)	計画の届出 (安衛則90条)	○									
6条	吹付け石綿除去等の作業場所の隔離等の措置	○	○	○		○					
7条	保温材等除去以外の立入禁止／表示				○		○				
8条	諸負人への石綿使用状況の通知	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
9条	注文者の発注条件に対する配慮	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
13条	湿潤化	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
14条	呼吸用保護具及び作業衣等の使用	◎ <sup>※3</sup>	◎ <sup>※3</sup>	○	○	○	○	○	○	○	
15条	関係者以外の立入禁止／表示	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
19・20条	石綿作業主任者の選任／職務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
27条	特別の教育の実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
46条	保護具等の作業場外への持ち出し禁止	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

- 注1 ②の耐火被覆材等とは、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材、石綿含有断熱材が含まれる。  
 注2 石綿粉じんが発散し、労働者がばく露するおそれがあるとして石綿則第10条第1項に基づき行う吹付け石綿等の封じ込め、閉じ込みの作業  
 注3 ○印の呼吸用保護具については、電動ファン付き呼吸用保護具等に限る。  
 注4 石綿則第10条第2項に規定されている、石綿粉じんが飛散し、労働者がばく露するおそれがある吹付け石綿等の近傍での臨時作業においては、呼吸用保護具及び作業衣等の使用義務並びに当該保護具等の作業場外への持ち出し禁止義務がある。

(6) 鉛中毒予防規則

設備等	鉛業務 作業	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	令別表4第8	同左第9	同左第10	チ	ヌ	ル	ヲ	ワ	
		鉛の製鍊、精鍊	銅等の製鍊、精鍊	蓄電池	鉛蓄線	合金	鉛合金	鉛ライニング	鉛装置の内業務	含鉛塗料のかき落し等	転写紙	含鉛塗料等	はんだ付け薬け	繪付	焼入れ等	文植字	清掃
熔燒	燒結	◎															
溶浴	鉱炉	◎	◎														
転溶	融	●	◎	●	●	○	●	●	●	●	●				◎		
溶鑄	造(込)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				○		●
燒成	成	◎	●	●	●	●	●	●	●	●	●						
碎	破	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				●		
混	合	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				●		
ふるい	分け	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				●		
容器	詰め	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●						
加工	工	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
組立	て	○															
溶接		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
溶接	接	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
切	断	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
練	粉	●						●							●		
振	燒							◎									
攪拌							●										
溶着								○									
溶射								○									
蒸着									○								
仕上	げ								●								
加熱									○								
圧延									●								
粉末	まき									●							
はんだ付け	施									○							
絞付	け										○						
作業主任者		※	※	※	※	※	※	※	※	※	※						
測定および評価		※	※	※	※	※	※	※	※	※	※				※		
健康診断		②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	①	①	①	①	②	①

(注) 1 ◎印は、当該装置および当該装置に設置を規定した局所排気装置またはブッシュブル型換気装置に用後処理装置(用後処理装置とは、排気・排液に含まれる有害物を取り除く装置をいい、除じん装置等が該当する)の設置を規定しているもの。

2 ●印は、当該作業場に局所排気装置またはブッシュブル型換気装置および用後処理装置の設置を規定しているもの。

3 ○印は、当該作業場に局所排気装置またはブッシュブル型換気装置の設置を規定しているもの。

4 ※印は、選任、実施について規定しているもの。

5 健康診断欄については、①は1年以内ごとに1回、②は6ヶ月以内ごとに1回定期的に実施する必要があることを示したものである。





## (10) 酸素欠乏症等防止規則

### イ 一般的の防止措置

酸素欠乏危険場所 (安衛法施行令 別表第6)	酸素欠乏症等 防止規則 条文														
	1 等 等の内部 等に接しま たは通ずる 井戸等の内 部	2 部 等の内部 等に接しま たは通ずる 井戸等の内 部	3 等 の内部 等の内部 等を収容す るための暗き よ等	3 の 内 部	3 の 内 部	3 の 内 部	3 の 内 部	4 相当 期間 密閉さ れていた 内 部	5 を入 れてある 石炭等空 気中の酸 素を吸 收する物 質	6 た 地 球 等 通 氣 不 分 な 場 所 の 内 部	7 て い る 物 の 脳 等 果 茶 の 内 部	8 タ ン ク 等 の 内 部	9 し く 油 等 発 酵 す る 物 を 入 れ て あ る	10 ド ラ イ ブ アイ ス を 使 用 し て い る 冷 蔵 庫	11 ま た は 入 れ た こ と の あ る 施 設 の 内 部
酸素の濃度の測定	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
硫化水素の濃度の測定	3					○					○				
測定器具の備付け	4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
換気(酸素濃度18%以上に)	5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
換気(硫化水素濃度10ppm以下に)	5					○					○				
保護具の使用等	5-2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
安全帯等	6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
保護具等の点検	7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
人員の点検	8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
関係者以外の立入禁止	9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
近接する作業場所との連絡	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
作業主任者の選任	11	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
特別の教育	12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
監視人等	13	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
緊急時の退避	14	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
避難・救出用具の備付け等	15	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
救出作業時の空気呼吸器の使用	16	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
診察および処置	17	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

### ロ 特殊な作業における防止措置

特殊な作業等の種類	防 止 措 置 の 内 容
1 ずい道などの掘削でメタン、炭酸ガスの突出のおそれのあるとき(酸欠則18条)	(ボーリング等) ① ボーリング等の調査の実施 ② メタン、炭酸ガスの処理の方法、掘削の時期・順序を定めてこれにより作業
2 地下室、機関室、船倉その他通風が不十分な場所に備える炭酸ガス消火設備(酸欠則19条)	(消火設備等に係る措置) ① 容易に転倒し、またはハンドルが容易に作動することのないようにすること ② みだりに作動させることを禁止し、その旨を表示
3 冷蔵室、冷凍室、むろその他密閉して使用する施設等での内部作業(酸欠則20条)	(冷蔵室等に係る措置) 出入口の扉またはふたが締まらないような措置 (内部から容易に開くことができる構造か通報装置、警報装置の設置でもよい)
4 タンク、ボイラー、反応塔の内部その他通風が不十分な場所におけるアルゴン、炭酸ガス等によるアーク溶接等(酸欠則21条)	(溶接に係る措置) ① 作業場所の酸素濃度を18%以上に保つように換気 ② 労働者に空気呼吸器等を使用させる
5 ボイラー、タンク、反応塔、船倉等の内部で窒素、炭酸ガス等不活性気体を送給する配管がある所での作業(酸欠則22条1項)	(ガス漏出防止措置) ① パルプ、コックを閉止、または配管に閉止板の取付け ② 閉止したパルプ、コック、閉止板に施錠し、開放禁止の表示
不活性気体を送給する配管(酸欠則22条2項)	バルブ、コックまたは操作するスイッチ、ボタン等に不活性気体の名称および開閉方向を表示
6 タンク、反応塔等の容器の安全弁等から排出される不活性気体が流入するおそれがある通風換気が不十分な所での作業(酸欠則22条の2)	(ガス排出に係る措置) 安全弁等から排出される不活性気体を直接外部へ放出できる設備の設置等

## (II) 事務所衛生基準規則

特殊な作業等の種類	防 止 指 置 の 内 容
7 内部の空気を吸引する配管に通ずるタンク等での内部作業 (酸欠則23条)	(空気の希薄化の防止措置) 出入口のふたまたは扉が締まらないような措置
8 地下室等通風が不十分な場所において、メタン等を主成分とするガス等を送給する配管を取り外す等の作業 (酸欠則23条の2)	(ガス配管工事に係る措置) ① ガスの確実な遮断 ② 作業場所の換気または空気呼吸器等の使用
9 圧気工法による作業 (*特殊な地層が存在する箇所またはこれに隣接する箇所) (酸欠則24条)	(圧気工法に係る措置) ① 酸欠空気が漏出するおそれのある井戸または配管について空気の漏出の有無、その程度および酸素濃度の調査等を実施 ② 酸欠空気の漏出している場合、関係者に通知、防止方法の教示および立入禁止等必要な措置
10 地下室等での内部作業 (*特殊な地層に接している等の地下室、ピット等の内部) (酸欠則25条)	(地下室等に係る措置) 酸欠空気の漏出防止のための漏出のおそれのある箇所の閉そくまたは酸欠空気を直接外部へ放出する設備の設置等の措置
11 し尿等腐敗したまは分解しやすい物質を入れてあるポンプ等の改造等においてこれらの設備を分解する作業 (酸欠則25条の2)	(設備の改造等の作業) ① 作業の方法等の決定および労働者への周知 ② 作業指揮者の選任 ③ パルブ、コック等を確実に閉止 ④ パルブ、コック等の施錠、開放禁止の表示等 ⑤ 硫化水素濃度の測定、換気等

(注) \*特殊な地層：安衛令別表第6第1号イまたはロに掲げる次の地層をいう。  
イ 上層に不透水層がある砂れき層のうち含水もしくは湧水がなく、または少ない部分  
ロ 第一鉄塩類または第一マンガン塩類を含有している地層

項目	基 準	備 考																											
事務室の環境管理	空気調和設備	<table border="1"> <tr> <td>気 積</td><td>10m<sup>3</sup>/人以上とすること</td><td>定員により計算すること</td></tr> <tr> <td>窓その他の開口部</td><td>最大開放部分の面積が床面積の1/20以上とすること</td><td>1/20未満のとき換気設備を設けること</td></tr> <tr> <td>室内空気の環境基準</td><td>一酸化炭素 50 ppm以下とすること 二酸化炭素 0.5%以下 ノ</td><td>検知管等により測定すること</td></tr> <tr> <td>温 度</td><td>10°C以下のとき 冷房実施のとき</td><td>暖房等の措置を行うこと 外気温より著しく低くしないこと</td></tr> <tr> <td>供給空気の清浄度</td><td>浮遊粉じん(約0.1マイクロメートル以下) 一酸化炭素 10ppm以下 ノ 二酸化炭素 0.1%以下 ノ</td><td>0.15mg/m<sup>3</sup>以下とすること デジタル粉じん計、ろ紙じんあい計等により測定すること</td></tr> <tr> <td>室 内 空 気 の 基 準</td><td>ホルムアルデヒド 気 流 室 温 相対湿度</td><td>0.1mg/m<sup>3</sup>以下 ノ 0.5m/s以下 ノ 17°C以上28°C以下になるように努めること 40%以上70%以下 ノ</td><td>2・4-ジニトロフェニルヒドラジン捕集-高速液体クロマトグラ法、4-アミノ-3-ヒドラジノ-5-メルカブト-1・2・4-トリゾール法により測定すること 0.2m/s以上の測定可能な風速計により測定すること 0.5度目盛の温度計により測定すること 0.5度目盛の乾湿球の湿度計(アグスト乾湿計、アスマン通風乾湿計)</td></tr> <tr> <td>機械換気設備</td><td>測 定 (安衛法施行令第21条第5号の室)</td><td>室温、外気温、相対湿度、一酸化炭素、二酸化炭素について2月以内ごとに1回、定期に行うこと ただし、室温及び湿度については、1年間、基準を満たしあつ、今後1年間もその状況が維続すると見込まれる場合は、春(3~5月)又は秋(9~11月)、夏(6~8月)、冬(12~2月)の年3回の測定とすることができる</td><td>測定結果を記録し、3年間保存すること</td></tr> <tr> <td></td><td>供給空気の清浄度</td><td>浮遊粉じん(約1マイクロメートル以下) 一酸化炭素 10ppm以下 ノ 二酸化炭素 0.1%以下 ノ ホルムアルデヒド 室 の 気 流</td><td>0.15mg/m<sup>3</sup>以下とすること 空気調和設備の場合と同様</td></tr> </table>	気 積	10m <sup>3</sup> /人以上とすること	定員により計算すること	窓その他の開口部	最大開放部分の面積が床面積の1/20以上とすること	1/20未満のとき換気設備を設けること	室内空気の環境基準	一酸化炭素 50 ppm以下とすること 二酸化炭素 0.5%以下 ノ	検知管等により測定すること	温 度	10°C以下のとき 冷房実施のとき	暖房等の措置を行うこと 外気温より著しく低くしないこと	供給空気の清浄度	浮遊粉じん(約0.1マイクロメートル以下) 一酸化炭素 10ppm以下 ノ 二酸化炭素 0.1%以下 ノ	0.15mg/m <sup>3</sup> 以下とすること デジタル粉じん計、ろ紙じんあい計等により測定すること	室 内 空 気 の 基 準	ホルムアルデヒド 気 流 室 温 相対湿度	0.1mg/m <sup>3</sup> 以下 ノ 0.5m/s以下 ノ 17°C以上28°C以下になるように努めること 40%以上70%以下 ノ	2・4-ジニトロフェニルヒドラジン捕集-高速液体クロマトグラ法、4-アミノ-3-ヒドラジノ-5-メルカブト-1・2・4-トリゾール法により測定すること 0.2m/s以上の測定可能な風速計により測定すること 0.5度目盛の温度計により測定すること 0.5度目盛の乾湿球の湿度計(アグスト乾湿計、アスマン通風乾湿計)	機械換気設備	測 定 (安衛法施行令第21条第5号の室)	室温、外気温、相対湿度、一酸化炭素、二酸化炭素について2月以内ごとに1回、定期に行うこと ただし、室温及び湿度については、1年間、基準を満たしあつ、今後1年間もその状況が維続すると見込まれる場合は、春(3~5月)又は秋(9~11月)、夏(6~8月)、冬(12~2月)の年3回の測定とすることができる	測定結果を記録し、3年間保存すること		供給空気の清浄度	浮遊粉じん(約1マイクロメートル以下) 一酸化炭素 10ppm以下 ノ 二酸化炭素 0.1%以下 ノ ホルムアルデヒド 室 の 気 流	0.15mg/m <sup>3</sup> 以下とすること 空気調和設備の場合と同様
気 積	10m <sup>3</sup> /人以上とすること	定員により計算すること																											
窓その他の開口部	最大開放部分の面積が床面積の1/20以上とすること	1/20未満のとき換気設備を設けること																											
室内空気の環境基準	一酸化炭素 50 ppm以下とすること 二酸化炭素 0.5%以下 ノ	検知管等により測定すること																											
温 度	10°C以下のとき 冷房実施のとき	暖房等の措置を行うこと 外気温より著しく低くしないこと																											
供給空気の清浄度	浮遊粉じん(約0.1マイクロメートル以下) 一酸化炭素 10ppm以下 ノ 二酸化炭素 0.1%以下 ノ	0.15mg/m <sup>3</sup> 以下とすること デジタル粉じん計、ろ紙じんあい計等により測定すること																											
室 内 空 気 の 基 準	ホルムアルデヒド 気 流 室 温 相対湿度	0.1mg/m <sup>3</sup> 以下 ノ 0.5m/s以下 ノ 17°C以上28°C以下になるように努めること 40%以上70%以下 ノ	2・4-ジニトロフェニルヒドラジン捕集-高速液体クロマトグラ法、4-アミノ-3-ヒドラジノ-5-メルカブト-1・2・4-トリゾール法により測定すること 0.2m/s以上の測定可能な風速計により測定すること 0.5度目盛の温度計により測定すること 0.5度目盛の乾湿球の湿度計(アグスト乾湿計、アスマン通風乾湿計)																										
機械換気設備	測 定 (安衛法施行令第21条第5号の室)	室温、外気温、相対湿度、一酸化炭素、二酸化炭素について2月以内ごとに1回、定期に行うこと ただし、室温及び湿度については、1年間、基準を満たしあつ、今後1年間もその状況が維続すると見込まれる場合は、春(3~5月)又は秋(9~11月)、夏(6~8月)、冬(12~2月)の年3回の測定とすることができる	測定結果を記録し、3年間保存すること																										
	供給空気の清浄度	浮遊粉じん(約1マイクロメートル以下) 一酸化炭素 10ppm以下 ノ 二酸化炭素 0.1%以下 ノ ホルムアルデヒド 室 の 気 流	0.15mg/m <sup>3</sup> 以下とすること 空気調和設備の場合と同様																										

項目		基 準	備 考
事務室の環境管理	ホルムアルデヒド	室の建築、大規模の修繕、大規模の模様替を行った場合は、当該室の使用を開始した日以後最初に到来する6月から9月までの期間に1回、測定すること	2・4ジニトロフェニルヒドラジン捕集-高選液体クロマトグラフ法、4-アミノ-3-ヒドラジノ-5-メルカブト-1・2・4-トリアゾール法により測定すること
		室等の換気	排気筒、換気扇、その他の換気設備を設けること
	燃焼器具	器具の点検	異常の有無の日常点検を行うこと
		室内空気の環境基準	一酸化炭素 50ppm以下とすること 二酸化炭素 0.5%以下 ノ
	冷却塔	水質	水道法第4条に規定する水質基準に適合させること
		点検	使用開始時、使用を開始した後、1月以内ごとに1回、定期に行うこと 冷却水についても同様に点検を行うこと 点検の結果、必要に応じて清掃、換水を行うこと (1月を超える期間使用しない冷却塔に係る当該使用しない期間は、該当しない。)
		清掃	1年以内ごとに1回、定期に行うこと 冷却水の水管についても同様に清掃を行うこと
	加湿装置	水質	水道法第4条に規定する水質基準に適合させるための措置をとること
		点検	使用開始時、使用を開始した後、1月以内ごとに1回、定期に行うこと 点検の結果、必要に応じて清掃を行うこと (1月を超える期間使用しない加湿装置に係る当該使用しない期間は、該当しない。)
		清掃	1年以内ごとに1回、定期に行うこと
	空気調和設備の排水受け	点検	使用開始時、使用を開始した後、1月以内ごとに1回、定期に行うこと 点検の結果、必要に応じて清掃を行うこと (1月を超える期間使用しない排水受けに係る当該使用しない期間は、該当しない。)
機械による換気のための設備の点検		初めて使用するとき、分解して改造、修理の際及び2月以内ごとに1回定期的に行うこと	結果を記録し、3年間保存すること

項目		基 準	備 考
採光・照明	照 度	精密な作業 300ルクス以上とすること	
		普通の作業 150ルクス以上 ノ	
		粗な作業 70ルクス以上 ノ	
	採光・照明の方法	①明暗の対照を少なくすること(局所照明と全般照明を併用)	局所照明に対する全般照明の比は約1/10以上が望ましい
		②まぶしさをなくすこと	光源と眼とを結ぶ線と視線とがなす角度は30度以上が望ましい
	照明設備の点検	6月以内ごとに1回、定期に行うこと	
		カードせん孔機、タイプライター等の事務用機器を、5台以上集中して作業を行わせる場合	①作業室を専用室とすること ②専用室はしゃ音及び吸音の機能をもつ天井及び隔壁とすること
		水	水道法第4条に規定する水質基準に適合すること
	給水	逆離残留塩素の場合0.1ppm以上とすること	地方公共団体等の行う検査による
		結合残留塩素の場合0.4ppm ノ	
		逆離残留塩素の場合0.2ppm ノ	
	排水設備	結合残留塩素の場合1.5ppm ノ	
		汚水の漏出防止のための補修及びそうじを行うこと	
		大掃除	6月以内ごとに1回、定期に、統一的に行うこと
清潔所	清掃等の実施	ねずみ発生場所、生息場所、侵入経路、被害の状況の調査	調査の結果に基づいて、ねずみ、昆虫等の滋生を防止するため必要な措置を講じること
		昆虫等殺そ剤、殺虫剤	薬剤法の承認を受けた医薬品又は医薬部外品を用いること
	廐棄物	労働者は、廐棄物を一定の場所に乗ること	
		区別	男性用と女性用に分けること
	便所	男性用大便所	60人以内ごとに1個以上とすること
		男性用小便所	30人以内ごとに1個以上とすること
	便池	女性用便所	20人以内ごとに1個以上とすること
		手洗い設備	汚物が土中に浸透しない構造とすること
	洗面	洗面設備を設けること	汚物に保ち、汚物を適当に処理すること
		被服汚染の作業	更衣設備を設けること
		被服湿潤の作業	被服の乾燥設備を設けること

項目	基準	備考
休憩	休憩の設備を設けるよう努めること	
	夜間の睡眠、仮眠	男性用、女性用に区別すること 寝具等必要な用品を備え、かつ、疾患感染を予防する措置を講ずること
	50人以上又は女性30人以上	が床することのできる休憩室又は休憩所を設けること 男性用、女性用に区別すること
	持続的立業	いすを備え付けること
救急用具の備え付け	負傷者の手当に必要な用具、材料を備えること	備え付け場所及び使用方法を周知すること 救急用具等を常時清潔に保つこと

(注) 事務所換気設備設置届に関する規定については、平成6年7月1日より、本規則から労働安全衛生規則へ統合された。

## (12) 健康診断項目

### ア 一般健康診断

#### (ア) 雇入時の健康診断（安衛則第43条）

労働安全衛生規則第43条では、労働者を雇い入れた際に、次の項目について健康診断を行うことが義務づけられています。

- ① 既往歴および業務歴の調査
- ② 自覚症状および他覚症状の有無の検査
- ③ 身長、体重、腹囲、視力および聴力（1,000ヘルツおよび4,000ヘルツの音に係る聴力）の検査
- ④ 胸部エックス線検査
- ⑤ 血圧の測定
- ⑥ 貧血検査（血色素量、赤血球数）
- ⑦ 肝機能検査（GOT、GPT、γ-GTP）
- ⑧ 血中脂質検査（LDLコレステロール、HDLコレステロール、トリグリセライド）
- ⑨ 血糖検査
- ⑩ 尿検査（尿中の糖および蛋白の有無の検査）
- ⑪ 心電図検査

(注) 雇入時の健康診断では、健康診断項目の省略等はありません。

#### (イ) 定期健康診断（安衛則第44条）

労働安全衛生規則第44条では、1年以内ごとに1回定期に健康診断を行うことが義務づけられています。健康診断項目は次のとおりです。

- ① 既往歴および業務歴の調査
- ② 自覚症状および他覚症状の有無の検査
- ③ 身長、体重、腹囲、視力および聴力の検査
- ④ 胸部エックス線検査およびかくたん検査
- ⑤ 血圧の測定
- ⑥ 貧血検査（血色素量、赤血球数）

- ⑦ 肝機能検査 (GOT, GPT,  $\gamma$ -GTP)
- ⑧ 血中脂質検査 (LDL コレステロール, HDL コレステロール, トリグリセライド)

⑨ 血糖検査

⑩ 尿検査 (尿中の糖および蛋白の有無の検査)

⑪ 心電図検査

○ 健康診断項目の省略

次の場合、医師が必要でないと認めるときは健診項目を省略することができます。

① 身長については、20歳以上の者

・腹囲については、①40歳未満の者（35歳の者を除く。）

②妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断されたもの、③BMI（次の算式により算出した値をいう。以下同じ。）が20未満である者

$$BMI = \frac{\text{体重(kg)}}{\text{身長(m)}^2}, \quad ④\text{自ら腹囲を測定し、その}$$

値を申告した者（BMI が22未満である者に限る。）

・聴力は、45歳未満（35・40歳を除く）で他の方法可

② かくたん検査については、a 胸部エックス線検査によって病変の発見されない者、b 胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者

③ ⑥～⑨と⑪の検査については、40歳未満の者（35歳の者を除く）

④ 心電図は40歳未満（35歳を除く）の者

○ 聴力検査等

45歳未満の者（35歳および40歳の者を除く）については医師が適当と認める聴力（1,000ヘルツまたは4,000ヘルツの音に係る聴力を除く）検査方法によることができます。

(イ) 特定業務従事者の健康診断（安衛則第45条）

深夜業、坑内労働等の特定の業務（労働安全衛生規則第13条第1項第2号の業務）に従事する労働者には、当該業務への配置替えの際および6月以内ごとに1回定期に健康診断を行うことが義務づけられています。健康診断項目は、通常の定期健康診断項目と同じです。

省略基準等についても通常の定期健康診断の場合と同じですが、さらに次の省略等が認められています。

○ 健康診断項目の省略

胸部エックス線検査については1年以内に1回、定期に行えばよいとされています。

貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査および心電図検査については、前回（6月以内）その検査項目について健診を受けた者については、医師が必要でないと認めるときは省略することができます。

○ 聴力検査

1,000ヘルツおよび4,000ヘルツの純音を用いるオージオメータによる聴力の検査を原則としますが、前回（6月以内）このような聴力検査を受けた者、または45歳未満の者（35歳および40歳の者を除く）については、医師が適当と認める検査方法によることができます。

(ロ) 海外派遣労働者の健康診断（安衛則第45条の2）

海外に派遣されて働く労働者が増加しています。これら労働者の健康管理のため、事業者には6月以上海外に派遣される労働者についてその派遣前および帰国後に医師による健康診断が義務づけられています。健康診断項目は次のとおりです。

① 既往歴および業務歴の調査

② 自覚症状および他覚症状の有無の検査

- ③ 身長、体重、腹囲、視力および聴力の検査
- ④ 胸部エックス線検査およびかくたん検査
- ⑤ 血圧の測定
- ⑥ 貧血検査（血色素量、赤血球数）
- ⑦ 肝機能検査（GOT, GPT, γ-GTP）
- ⑧ 血中脂質検査（LDL コリステロール, HDL コリステロール, トリグリセライド）
- ⑨ 血糖検査
- ⑩ 尿検査（尿中の糖および蛋白の有無の検査）
- ⑪ 心電図検査  
(医師が必要と認める場合に行う項目)
- ⑫ 腹部画像検査（胃部エックス線検査、腹部超音波検査）
- ⑬ 血液中の尿酸の量の検査
- ⑭ B型肝炎ウイルス抗体検査
- ⑮ ABO式およびRh式の血液型検査（派遣時に限る。）
- ⑯ 粪便塗抹検査（帰国時に限る。）

○ 健康診断項目の省略

身長の検査およびかくたん検査は、医師が必要でないと認めるときは省略できます。この場合省略基準は、一般定期健康診断の場合と同じです。

労働安全衛生規則第43条（雇入時健診）、第44条（定期健診）、第45条（特定業務従事者の健診）または労働安全衛生法第66条第2項（特殊健診）の健康診断を受けた者については、当該健康診断実施の日から6月間は同一の検査項目を省略することができます。

(注) (ア)～(イ)の血糖検査については、ヘモグロビンA<sub>1c</sub>による検査を行っても差し支えありません。

(イ) 給食従業員の検便（安衛則第47条）

事業場に附属する食堂または炊事場における給食の業務に従事する労働者に対して、雇入れまたは配置替えの際、検便による健康診断を行わなければなりません。

(カ) 自発的健康診断（安衛法第66条の2）

常時使用される労働者であって、過去6月間に平均して1月当たり4回以上、深夜業（午後10時から午前5時までの間における業務をいう。）に従事した労働者は、自ら受けた一定の健康診断の結果を証明する書面を事業者に提出できます。事業者は、その他の労働安全衛生法上の健康診断と同様、その結果が有所見であった場合、医師からの意見聴取、適切な就業上の措置などの事後措置を講じなければなりません。なお、自発的健康診断の項目は、定期健康診断項目（安衛則第44条）と同一です。また、事業者に自発的健康診断の結果を提出することができるのは、当該健康診断を受けた日から3月以内です。

イ 業務別特殊健康診断

(ケ) 法令で義務付けられているもの

法令で義務付けられた特別の項目による健康診断を行う必要のある業務は次のとおりです。なお、健康診断に当たっては、各条文に基づき実施しなければいけません。

法令名	対象業務等	健診項目等の条文
じん肺法	じん肺にかかるおそれのある粉じん作業(じん肺則第2条、同則別表)	じん肺法第3条
労働安全衛生法	有機溶剤中毒予防規則	有機溶剤を取り扱う業務またはそのガス、蒸気を発散する場所における業務(安衛法施行令第22条第1項第6号)
	鉛中毒予防規則	鉛等を取り扱う業務またはその蒸気、粉じんを発散する場所における業務(安衛法施行令第22条第1項第4号)
	四アルキル鉛中毒予防規則	四アルキル鉛の製造、混入、取扱いの業務またはそのガス、蒸気を発散する場所における業務(安衛法施行令第22条第1項第5号)
	特定化学物質障害予防規則	1 特定化学物質(第1類および第2類、安衛法施行令別表第3)を製造し、もしくは取り扱う業務または製造等が禁止されている有害物質(安衛法施行令第16条)を試験研究のため製造し、もしくは使用する業務(安衛法施行令第22条第1項第3号) 2 ベンジン、ベータナフチルアミン等の物(安衛法施行令第22条第2項)を過去に製造し、または取り扱っていたことのある労働者で現に使用しているもの(安衛法施行令第22条第2項)
	高気圧作業安全衛生規則	高圧室内業務または潜水業務(安衛法施行令第22条第1項第1号)
	電離放射線障害防止規則	エックス線、その他の有害放射線にさらされる業務(安衛法施行令第22条第1項第2号)
	石綿障害予防規則	1 石綿等を取り扱い、または試験研究のため製造し、もしくは使用する業務(安衛法施行令第22条第1項第3号) 2 石綿等を製造し、または取り扱っていたことのある労働者で現に使用しているもの(安衛法施行令第22条第2項)
	労働安全衛生規則(歯科医師による健康診断)	安衛法施行令第22条第3項に掲げる塩酸、硝酸等歯またはその支持組織に有害な物のガス、蒸気または粉じんを発散する場所における業務
		安衛則第48条

(イ) 通達で示されているもの

(昭和31年5月18日付け基発第308号ほか)

通達で健康診断を実施するよう示されている業務等は次のとおりです。

- ① 紫外線・赤外線にさらされる業務
- ② 著しい騒音を発生する屋内作業場などにおける騒音作業
- ③ マンガン化合物(塩基性酸化マンガンに限る。)を取り扱う業務、またはそのガス、蒸気もしくは粉じんを発散する場所における業務
- ④ 黄りんを取り扱う業務、またはりんの化合物のガス、蒸気もしくは粉じんを発散する場所における業務
- ⑤ 有機りん剤を取り扱う業務またはそのガス、蒸気もしくは粉じんを発散する場所における業務
- ⑥ 亜硫酸ガスを発散する場所における業務
- ⑦ 二硫化炭素を取り扱う業務またはそのガスを発散する場所における業務(有機溶剤業務に係るものを除く。)
- ⑧ ベンゼンのニトロアミド化合物を取り扱う業務またはそれらのガス、蒸気もしくは粉じんを発散する場所における業務
- ⑨ 脂肪族の塩化または臭化化合物(有機溶剤として法規に規定されているものを除く。)を取り扱う業務またはそれらのガス、蒸気もしくは粉じんを発散する場所における業務
- ⑩ 硼素または、その化合物(三酸化砒素を除く。)を取り扱う業務またはそのガス、蒸気もしくは粉じんを発散する場所における業務
- ⑪ フェニル水銀化合物を取り扱う業務またはそのガス、蒸気もしくは粉じんを発散する場所における業務
- ⑫ アルキル水銀化合物(アルキル基がメチル基またはエチル基であるものを除く。)を取り扱う業務またはそのガス、蒸気もしくは粉じんを発散する場所における業務
- ⑬ クロルナフタリンを取り扱う業務またはそのガス、蒸気も

しくは粉じんを発散する場所における業務

- ⑯ 沢素を取り扱う業務またはそのガス、蒸気もしくは粉じんを発散する場所における業務
- ⑰ 米杉、ネズコ、リョウブまたはラワンの粉じん等を発散する場所における業務
- ⑯ 超音波溶着機を取り扱う業務
- ⑰ メチレンジフェニルイソシアネート(M.D.I)を取り扱う業務またはこのガスもしくは蒸気を発散する場所における業務
- ⑯ フェザーミル等飼肥料製造工程における業務
- ⑯ クロルプロマジン等フェノチアジン系薬剤を取り扱う業務
- ⑯ キーパンチャーの業務
- ⑯ 都市ガス配管工事業務(一酸化炭素)
- ⑯ 地下駐車場における業務(排気ガス)
- ⑯ チェーンソー使用による身体に著しい振動を与える業務
- ⑯ チェーンソー以外の振動工具(さく岩機、チッピングハンマー等)の取扱いの業務
- ⑯ 重量物取扱い業務、介護作業等腰部に著しい負担のかかる作業
- ⑯ 金銭登録の業務
- ⑯ 引金付工具を取り扱う作業
- ⑯ VDT作業
- ⑯ レーザー機器を取り扱う業務またはレーザー光線にさらされるおそれのある業務

(注) ②はIIの第3章の6「騒音障害の防止対策」(P.94)を参照してください。

②は「チェーンソー取扱い業務に係る健康管理の推進について」(昭和50年10月20日付け基発第610号、改正平成21年7月10日付け基発0710第1号)を参照してください。(中災防HPで閲覧できます。)

②は「振動工具(チェンソー等を除く。)の取扱い等の業務に係る特殊健康診断について」(昭和49年1月28日付け基発第45号)、「振動工具の取扱い業務に係る特殊健康診断の実施手技について」(昭和50年10月20日付け基発第609号)及び上記②で示した通達の「チェンソー取扱い業務に係る健康管理指針」を参照してください。(中災防HPで閲覧できます。)

②はIIの第3章の8「職場における腰痛予防対策」(P.103)を参照してください。

②はIII.2.(5)「VDT作業における労働衛生管理のためのガイドライン」(P.193)を参照してください。

#### ウ 健康診断実施後の措置

労働安全衛生法第66条の4、第66条の5の規定により、事業者は、健康診断の結果、医師等の意見を踏まえ、労働者の健康を保持するため必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少、昼間勤務への転換等の措置を講ずるほか、作業環境測定の実施、施設・設備の設置または整備、医師等の意見の衛生委員会もしくは安全衛生委員会または労働時間等設定改善委員会への報告その他の適切な措置を講じなければならないこととされています(P.230参照)。

安全衛生情報センターのホームページで法令通達等さまざまな安全衛生に関する情報を入手できます。

ホームページアドレス

<http://www.jaish.gr.jp/>

(13) 計画の届出一覧 (衛生関係)

届出の対象	関係法令等
(工場の新設等) 下記のア～オ以外の製造業、電気業、ガス業、自動車整備業または機械修理業における電気使用設備の定格容量の合計が300 kW以上となる事業場に係る建設物もしくは機械等の設置もしくは移転または主要構造部分の変更 ア 食料品、たばこ製造業（うま味調味料製造業および動植物油脂製造業を除く。） イ 繊維工業（紡績業および染色整理業を除く。） ウ 衣服その他の織物製品製造業 エ 紙加工品製造業（セロファン製造業を除く。） オ 新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業	法88条1項 令24条 安衛則85条・86条
(有害な機械等の設置等) 次に掲げる機械等の設置もしくは移転または主要構造部分の変更 ・ 有機則に示す密閉装置もしくは局所排気装置、ブッシュブル型換気装置または全体換気装置（移動式を除く。） ・ 鉛等または焼結鉱等の粉じんの発散源の密閉装置、局所排気装置またはブッシュブル型換気装置 ・ 四アルキル鉛をガソリンに混入する業務に用いる機械または装置 ・ 特定化学物質「第1類物質」または「特定第2類物質等」を製造する設備 ・ 「特定第2類物質」または「第3類物質」を製造し、または取り扱う特定化学設備（移動式を除く。）、およびその附属設備 ・ 「特定第2類物質」または「管理第2類物質」のガス、蒸気または粉じんが発散する屋内作業場における発散抑制の設備 ・ 特化則に示す排ガス処理装置であって、アクリレンに係るもの ・ 特化則に示す排液処理装置 ・ 特化則に示す1,3-ブタジエン等、硫酸ジメチル等に係る発散抑制の設備（屋外に設置されるものを除く。） ・ 電離則に示す放射線装置 ・ 事務所則に示す空気調和設備または機械換気設備で中央管理方式のもの ・ 粉じん別表第2第6号および第8号に掲げる特定粉じん発生源を有する機械または設備ならびに同表第14号の型ばらし装置 ・ 特定粉じん発生源または粉じん別表第27条第1項ただし書の局所排気装置またはブッシュブル型換気装置 ・ 石綿等の粉じんが発散する屋内作業場に設ける発散抑制の設備	法88条1項・2項 安衛則86条・88条 安衛則別表7-13号 安衛則別表7-14号 安衛則別表7-15号 安衛則別表7-16号 安衛則別表7-17号 安衛則別表7-18号 安衛則別表7-19号 安衛則別表7-20号 安衛則別表7-20の2号及び20の3号 安衛則別表7-21号 安衛則別表7-22号 安衛則別表7-23号 安衛則別表7-24号 安衛則別表7-25号 法88条3項 安衛則99条の2-91条 法88条4項 安衛則90条・91条
(大規模な建設工事) ゲージ圧力が0.3MPa以上の圧気工法による作業を行う仕事 (一定規模以上の建設工事等) 次に掲げる仕事 ・ 圧気工法による作業を行う仕事（上記の仕事を除く。） ・ 耐火建築物または準耐火建築物で石綿等が吹き付けられているものにおける石綿等の除去の作業を行う仕事 ・ ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉（火格子面積が2 m <sup>2</sup> 以上または焼却能力が1時間当たり200kg以上のものに限る。）を有する廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の仕事	

必要な書類等は、最寄りの労働基準監督署までお問い合わせ下さい。

(14) 作業環境管理関係

ア 作業環境測定を行うべき作業場(労働安全衛生法施行令第21条)

作業場の種類 (安全衛生法施行令第21条)	関連規則	測定項目	測定回数	記録の保存年
○1 土石、岩石、鉱物、金属または炭素の粉じんを著しく発散する屋内作業場	粉じん則26条	空気中の粉じん濃度、遊離けい酸含有率	6月以内ごとに1回	7
2 暖熱、寒冷または多湿の屋内作業場	安衛則607条	気温、湿度、ふく射熱	半月以内ごとに1回	3
3 著しい騒音を発する屋内作業場	安衛則590条・591条	等価騒音レベル	6月以内ごとに1回 (注1)	3
4 坑内作業場 (1)炭酸ガスの停滞場所 (2)通気設備のある坑内 (3)28°Cを超える場所	安衛則592条・603条・612条	空気中の炭酸ガス濃度	1月以内ごとに1回	3
		通気量	半月以内ごとに1回	3
		気温	半月以内ごとに1回	3
5 中央管理方式の空気調和設備を設けている建築物の室で、事務所の用に供されるもの	事務所則7条	空気中の一酸化炭素および二酸化炭素の含有率、室温および外気温、相対湿度	2月以内ごとに1回 (注2)	3
6 放射線業務を行う作業場 (1)放射線業務を行う管理区域 (2)放射性物質取扱室 (3)坑内核原料物質掘採場所	電離則54条・55条	外部放射線による線量当量率	1月以内ごとに1回 (注3)	5
		空気中の放射性物質の濃度	1月以内ごとに1回	5
○7 第1類もしくは第2類の特定化学物質を製造し、または取り扱う屋内作業場など	特化則36条	空気中の第1類物質または第2類物質の濃度	6月以内ごとに1回	3 特別管理物質については30年間
		石綿等を取り扱い、または試験研究のため製造する屋内作業場	6月以内ごとに1回	40
○8 一定の鉛業務を行う屋内作業場	鉛則52条	空気中の鉛濃度	1年以内ごとに1回	3
※9 酸素欠乏危険場所において作業を行う場合の当該作業場	酸欠則3条	空気中の酸素濃度 硫化水素発生 危険場所の場合は同時に硫化水素濃度	その日の作業開始前	3
○10 有機溶剤を製造し、または取り扱う屋内作業場	有機則28条	空気中の有機溶剤濃度	6月以内ごとに1回	3

作業場の種類の欄に○印を付した作業場は指定作業場であり、測定は作業環境測定士または作業環境測定機関が行わなければならない。

また、※印を付した作業場の測定は、酸素欠乏危険作業主任者に行わせること。

(注) 1 施設、設備、作業工程または作業方法を変更した場合には、通常なく測定する。

2 室温および相対湿度については、1年間基準を満たし、かつ、今後1年間もその状況が継続すると見込まれる場合は、春または秋、夏および冬の年3回。

3 放射線装置を固定して使用する場合において使用の方法および避へい物の位置が一定しているとき、または3.7ギガベクレル以下の放射性物質を装備している機器を使用するときは6月以内ごとに1回。

## イ 作業環境測定基準（昭和51年労働省告示第46号）の概要

条番号	事項 測定の種類	測定点の定め方等	試料空気の採取方法等	採取した試料の分析方法等
2 2	鉱物性粉じん 中の遊離けい 酸の含有率			① エックス線回折分析方法 ② 重量分析方法
2	鉱物性粉じん	<p>① 測定点は、単位作業場所の床面上に 6 m以下の等間隔で引いた縦の線と横の線との交点の床上50 cm以上150cm以下の位置とすること。(A測定)</p> <p>ただし、単位作業場所における空気中の測定対象物質の濃度がほぼ均一であることが明らかなときは、6 mを超える等間隔で引いた縦の線と横の線との交点とすることができる。</p> <p>② 測定点は単位作業場所について5以上とすること。</p> <p>ただし、単位作業場所が著しく狭い場所であって、当該単位作業場所における空気中の測定対象物質の濃度がほぼ均一であることが明らかなときは、この限りではない。</p> <p>③ 測定は、作業が定常的に行われている時間に行うこと。</p> <p>④ 測定対象物質の発散源に近接する場所において作業が行われる単位作業場所にあっては、A測定のほか、当該作業が行われる時間のうち、空気中の測定対象物質の濃度が最も高くなると思われる時間に、当該作業が行われる位置において測定を行うこと。(B測定)</p> <p>⑤ の測定点における試料空気の採取時間は、10分間以上継続した時間とすること。</p>	<p>① 分粒装置を用いるろ過捕集方法 ② 相対濃度指示方法 (1以上)の測定点において、①の方法を同時に使う場合に限ること。)</p> <p>③ 第1管理区分が2年以上継続した単位作業場所であって、所轄労働基準監督署長の許可を受けた場合(以下「許可単位作業場所」という。)は、相対濃度指示方法(定期に較正された測定機器を用い、一定の質量濃度変換係数を用いる場合に限る。)</p> <p>ろ過捕集方法 計数方法</p> <p>④ 物質の種類に応じ、液体捕集方法、固体捕集方法、直接捕集方法、ろ過捕集方法または同等以上の方法が著しく狭い場所であって、当該単位作業場所における空気中の測定対象物質の濃度がほぼ均一であることが明らかなときは、この限りではない。</p> <p>⑤ アクリロニトリル、エチレンオキシド、塩化ビニル、塩素、シアノ化水素、ブリ化水素、ベンゼン、ホルムアルdehyド、硫化水素については、妨害物質のない場合に限り検知管方式またはこれと同等以上の性能を有する測定機器の測定機器を用いる方法。</p> <p>⑥ の物質については、許可単位作業場所では、検知管方式の測定機器またはこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いる方法(1以上の測定点において、④の方法を同時に使う場合に限る。)</p> <p>ろ過捕集方法または同等以上の方法</p> <p>⑦ 物質の種類に応じ、吸光光度分析方法、ガスクロマトグラフ分析方法、高速液体クロマトグラフ分析方法、原子吸光分析方法、重量分析方法または同等以上の方法が定められている。</p> <p>⑧ ベンゼン、マクス線または</p>	<p>① エックス線回折分析方法 ② 重量分析方法</p> <p>かっこ書きは重量分析方法</p>
10 2	石 線			
10 2	特定化学物質			
11	鉛			
13	有 機 溶 剂			

条番号	事項 測定の種類	測定点の定め方等	試料空気の採取方法等	採取した試料の分析方法等
	有機溶剤			<p>ただし、相対濃度指示方法、直接捕集方法または検知管方式による測定機器またはこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いる方法による試料空気の採取については、この限りでない。</p> <p>② の物質を主成分とする混合有機溶剤等については、許可単位作業場所では、検知管方式による測定機器またはこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いる方法(1以上の測定点において、④の方法を同時に使う場合に限る。)</p>
7 8 9	電離放射線	<p>粒子状 放射性物質 ガス状</p> <p>液体捕集方法またはろ過捕集方法</p>	<p>単位作業場所について、測定を行うこと。</p> <p>液体捕集方法、固体捕集方法、直接捕集方法または冷却凝縮捕集方法</p>	<p>① 全アルファ放射能計測方法、全ベータ放射能計測方法、全ガンマ放射能計測方法等のうち、当該放射性物質の濃度の測定に最も適した方法</p> <p>② 放射化学分析方法</p> <p>③ 蛍光光度分析方法(気中ウラン濃度の測定に限る。)</p>
	電離放射線	<p>外部放射線による線量当量率 中子線 ガエンマ線または</p>	<p>単位作業場所について、測定を行うこと。</p>	<p>計数管式中性子測定器、シンチレーション式中性子測定器、熱ルミネッセンス線量計またはフィルムバッジ</p> <p>電離箱式照射線量率計、ガイガ・ミュラー計数管式線量率計、シンチレーション式線量率計、電離箱式照射線量計、熱ルミネッセンス線量計、フィルムバッジまたは蛍光ガラス線量計</p>
3	気温・湿度等	<p>気温および湿度 ふく射熱</p>	<p>測定点は、単位作業場所について、当該単位作業場所の中央の床上50cm以上150cm以下の位置に、1以上とすること。</p> <p>熱源ごとに、作業場所で熱源に最も近い位置とするこ。</p>	<p>0.5度目盛のアスマン通風乾湿計</p> <p>0.5度目盛の黒球寒暖計</p>
4	騒音		<p>① 測定点は、単位作業場所の床面上に 6 m以下の等間隔で引いた縦の線と横の線との交点の床上120 cm以上150cm以下の位置</p>	<p>① 等価騒音レベルを測定できるものであること。</p> <p>② 周波数補正回路のA特性を使用すること。</p>

条番号	事項 測定の種類	測定点の定め方等	試料空気の採取方法等	採取した試料の分析方法等
	騒音	(設備等があつて測定が著しく困難な位置を除く。)とすること。この場合において測定点は、単位作業場所について5以上となるようすること。(A測定) ② 音源に近接する場所において作業が行われる単位作業場所にあっては、騒音レベルが最も大きくなると思われる時間に、当該作業が行われる位置において測定を行う。(B測定) ③ 1の測定点における等価騒音レベルの測定時間は、10分間以上継続した時間とすること。		
5	坑内における測定	CO <sub>2</sub> 濃度 温度 COの含有率 CO <sub>2</sub> の含有率 室温および外気温 相対湿度	測定点は、坑内における切羽と坑口の中間の位置および切羽に、それぞれ1以上とすること。  ① 測定点は、建築物の室の中央部の床上75cm以上120cm以下の位置に1以上とすること。 ② 測定は、建築物の室の通常の使用時間中に行うこと。	検知管方式による炭酸ガス検定器 0.5度目盛の温度計 検知管方式による一酸化炭素検定器 検知管方式による炭酸ガス検定器 0.5度目盛の温度計 0.5度目盛の乾湿球の湿度計
6	建築物の室内における測定	酸素 硫化水素	測定点は、当該作業場における空気中の酸素および硫化水素の濃度の分布の状況を知るために適当な位置に、5以上とすること。	酸素計または検知管方式による酸素検定器 検知管方式による硫化水素検定器
12				

## ウ 作業環境評価基準(昭和63年労働省告示第79号)の概要

作業環境評価基準では、次により評価を行います。

### A測定のみを実施した場合の評価

A測定		
第1評価値<管理濃度	第2評価値≤管理濃度 ≤第1評価値	管理濃度<第2評価値
第1管理区分	第2管理区分	第3管理区分

### A測定およびB測定を実施した場合の評価

		A測定		
		第1評価値 <管理濃度	第2評価値≤管理濃度 ≤第1評価値	管理濃度< 第2評価値
B測定	B測定値<管理濃度	第1管理区分	第2管理区分	第3管理区分
	管理濃度≤B測定値 ≤管理濃度×1.5	第2管理区分	第3管理区分	第3管理区分
	管理濃度×1.5 <B測定値	第3管理区分	第3管理区分	第3管理区分

ここで、「管理濃度」とは、作業環境測定結果から当該単位作業場所の作業環境管理の良否を判断する際の管理区分を決定するための指標として定めたものです(次頁の表参照)。

また、「第1評価値」とは、単位作業場所において考え得るすべての測定点の作業時間における気中有害物質の濃度の実現値のうち、高濃度側から5%に相当する濃度の推定値、「第2評価値」とは、単位作業場所における気中有害物質の算術平均濃度の推定値であり、いずれもA測定値から計算で求められます。

なお、評価は測定対象物質ごとに行いますが、混合有機溶剤の場合は、管理濃度を加味した総合評価を行います。

表 管理濃度

物の種類	管理濃度 (温度25度, 1気圧の空气中での濃度)
土石, 岩石, 鉱物, 金属または炭素の粉じん	3.0 次の式により算定される値 $E = 1.19Q + 1$ この式において, EおよびQは, それぞれ次の値を表すものとする。 E 管理濃度 (単位 mg/m <sup>3</sup> ) Q 当該粉じんの遊離けい酸含有率 (単位 %)
アクリルアミド	0.1mg/m <sup>3</sup>
アクリロニトリル	2 ppm
アルキル水銀化合物 (アルキル基がメチル基またはエチル基である物に限る)	水銀として0.01mg/m <sup>3</sup>
エチレンイミン	0.5ppm
エチレンオキシド	1 ppm
塩化ビニル	2 ppm
塩素	0.5ppm
塩素化ビフェニル (P C B)	0.01mg/m <sup>3</sup>
カドミウムおよびその化合物	カドミウムとして0.05mg/m <sup>3</sup>
クロム酸およびその塩	クロムとして0.05mg/m <sup>3</sup>
五酸化バナジウム	バナジウムとして0.03mg/m <sup>3</sup>
コールクール	ベンゼン可溶性成分として0.2mg/m <sup>3</sup>
シアノ化カリウム	シアノとして3 mg/m <sup>3</sup>
シアノ化水素	3 ppm
シアノ化ナトリウム	シアノとして3 mg/m <sup>3</sup>
3・3'-ジクロロ-4・4'-ジアミノジフェニルメタン	0.005mg/m <sup>3</sup>
臭化メチル	1 ppm
重クロム酸およびその塩	クロムとして0.05mg/m <sup>3</sup>
水銀およびその無機化合物 (硫化水銀を除く)	水銀として0.025mg/m <sup>3</sup>
トリレンジイソシアネート	0.005ppm
ニッケル化合物 (ニッケルカルボニルを除き, 粉状物に限る)	ニッケルとして0.1mg/m <sup>3</sup>
ニッケルカルボニル	0.001ppm
ニトログリコール	0.05ppm
バラーニトロクロルベンゼン	0.6mg/m <sup>3</sup>
砒素およびその化合物 (アルシンおよび砒化ガリウムを除く)	砒素として0.003mg/m <sup>3</sup>
弗化水素	0.5ppm
ペータ-ブロピオラクトン	0.5ppm
ベリリウムおよびその化合物	ベリリウムとして0.002mg/m <sup>3</sup>
ベンゼン	1 ppm
ベンタクロルフェノール (P C P) およびそのナトリウム塩	ベンタクロルフェノールとして0.5mg/m <sup>3</sup>
ホルムアルデヒド	0.1ppm
マンガンおよびその化合物 (塩基性酸化マンガンを除く)	マンガンとして0.2mg/m <sup>3</sup>
溴化メチル	2 ppm
硫化水素	5 ppm
硫酸ジメチル	0.1ppm
石綿	5マイクロメートル以上の繊維として0.15本/cm <sup>3</sup>
鉛およびその化合物	鉛として0.05mg/m <sup>3</sup>
アセトン	500ppm
イソブチルアルコール	50ppm

物の種類	管理濃度 (温度25度, 1気圧の空气中での濃度)
イソプロピルアルコール	200ppm
イソペンチルアルコール (イソアミルアルコール)	100ppm
エチルエーテル	400ppm
エチレングリコールモノエチルエーテル (セロソルブ)	5 ppm
エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート (セロソルブアセテート)	5 ppm
エチレングリコールモノノルマルーブチルエーテル (ブチルセロソルブ)	25ppm
エチレングリコールモノメチルエーテル (メチルセロソルブ)	5 ppm
オルト-ジクロルベンゼン	25ppm
キシレン	50ppm
クレゾール	5 ppm
クロルベンゼン	10ppm
クロロホルム	3 ppm
酢酸イソブチル	150ppm
酢酸イソプロピル	100ppm
酢酸イソベンチル (酢酸イソアミル)	100ppm
酢酸エチル	200ppm
酢酸ノルマルーブチル	150ppm
酢酸ノルマルーブロピル	200ppm
酢酸ノルマルーベンチル (酢酸ノルマルーアミル)	100ppm
酢酸メチル	200ppm
四塩化炭素	5 ppm
シクロヘキサノール	25ppm
シクロヘキサン	20ppm
1・4-ジオキサン	10ppm
1・2-ジクロルエタン (二塩化エチレン)	10ppm
1・2-ジクロルエチレン (二塩化アセチレン)	150ppm
ジクロルメタン (二塩化メチレン)	50ppm
N・N-ジメチルホルムアミド	10ppm
スチレン	20ppm
1・1・2・2-テトラクロルエタン(四塩化アセチレン)	1 ppm
テトラクロルエチレン (パークロルエチレン)	50ppm
テトラヒドロフラン	50ppm
1・1・1-トリクロルエタン	200ppm
トリクロルエチレン	10ppm
トルエン	20ppm
二硫化炭素	1 ppm
ノルマルヘキサン	40ppm
1-ブタノール	25ppm
2-ブタノール	100ppm
メタノール	200ppm
メチルイソブチルケトン	50ppm
メチルエチルケトン	200ppm
メチルシクロヘキサノール	50ppm
メチルシクロヘキサン	50ppm
メチル-ノルマルーブチルケトン	5 ppm